

平成13年12月13日

兵庫県知事 井戸 敏三 様

公共事業等審査会

会 長 朝 日 稔

公共事業等審査会の審査結果について

公共事業等審査会（以下「本審査会」という。）は、兵庫県が実施する公共事業等（公共事業、県単独土木事業、県単独治山事業、国公共事業関連県単独事業）の継続事業のうち、兵庫県知事から平成13年9月26日に審査依頼を受けた14件について、各委員の様々な意見を踏まえて慎重に審議を行うとともに現地視察も行い、下記のとおり審査結果を取りまとめた。

事業の実施に当たっては、本審査会の意見を十分に尊重し、効果的で効率的な公共事業の推進に努められたい。

記

国においては、社会経済情勢の変化を踏まえた公共事業の見直しを検討しており、平成14年度予算の概算要求方針の中で、財政面における抜本的構造改革の第一歩として、公共投資関係費の10%削減など思い切った縮減と重点的な配分が示されたところであり、本審査会における事業評価は効果的で効率的な公共事業の推進に向け、重要な役割を担っていると考えている。

本審査会においては、兵庫県の投資事業評価システムに基づき、対象事業について継続しなければならないことを客観的に明確に示しているか、社会経済情勢等の変化に伴い事業目的に照らして投資効果が低くなっていないか、事業が停滞し今後の見通しが立たない事業はないかなどの視点から十分な審議を行った。

県が作成した評価調書は、事業の必要性、有効性・効率性、環境適合性、優先性の観点から整理されており、今回の審査ではこれらを総合的に判断し、全14件の内、2件を「休止」が妥当、1件を「事業見直しを前提とした継続」が妥当、2件を「再開」が妥当とし、残る9件は「継続」が妥当とした。

なお、公共事業は、社会基盤の利用者である県民の理解のもとに進めることが重要課題であり、積極的な情報提供、わかりやすい資料作成、コミュニケーションの推進など、県民への説明責任（アカウンタビリティ）を果たす努力を一層促進するよう努め、県が提唱する参画と協働による住民との合意形成を図るモデル的な取り組みを兵庫県から全国に発信してもらいたい。

また、社会経済情勢は住民ニーズも含め目まぐるしく変化しており、当初計画を固定化することなく、住民意見を幅広く聞きながら、柔軟な計画の見直しに対応するとともに、道路や河川の個別事業を推進するだけでなく、市町が施工する下水道事業等の関連事業や周辺のまちなみ景観の保全などと一体的に整備することにも努められたい。

最後に、審査会の附帯意見に対するフォローアップは必要であり、対応状況の報告をお願いしたい。あわせて、事後評価方法についても検討されるよう要望したい。

以下、各事業について、審議結果を付記する。

#### (1) 農村整備事業

##### 1 農村総合整備事業（市町村型）（赤穂地区）

本事業は、平成4年度に事業採択された農業集落道整備等の、生産と生活の両面の基礎的な整備である。現在、全体69か所の整備のうち65か所の整備が完了し、平成15年度に事業が完成する予定であるため、残事業の早期完成に向け「継続」とする原案は妥当である。

#### (2) ほ場整備事業

##### 2 県営ほ場整備事業（担い手育成型）（八多地区）

本事業は、平成4年度に事業採択された優良農地を確保するためのほ場整備である。平成12年度に面工事は完了し、平成15年度に残る換地処分が完成する予定であるため、早期完成に向け「継続」とする原案は妥当である。

#### (3) 漁港事業

##### 3 漁港修築事業（富島漁港）

本事業は、阪神・淡路大震災により甚大な被害を受けた地域であり、復興事業に位置づけられ、公共下水道事業等の周辺事業と一体的に整備し、ノリ養殖等の漁業活動の円滑化、港内の航行の安全性の向上を図る上で必要な事業であるが、平成11年度及び平成12年度に本審査会において、下水道事業に対する地元の合意が得られるまで「休止」としたところである。

この度、下水道事業への地元の合意が得られたことから、事業を「再開」することは妥当であり、早急に整備を進められたい。

#### (4) 漁港海岸事業

##### 4 海岸環境整備事業（香住漁港）

本事業は、「香住海岸ルネッサンス計画」を踏まえ、侵食等から海浜及び背後地を防護するとともに、利用・環境面とも調和のとれた海浜機能の向上を図る上で必要な事業である。本年度、人工リーフ及び突堤の整備が完了する等66%の進捗率であり、引き続き護岸等の整備を推進する必要がある「継続」とする原案は妥当である。

なお、「香住海岸ルネッサンス計画」にある施設については、住民ニーズも踏まえ、住民に利用される施設整備に努めること。

## (5) 河川事業

### 5 広域基幹河川改修事業（別府川水田川工区）

本事業は、平成2年9月の台風19号により甚大な被害が発生した地域の浸水被害を未然に防止するために必要な事業であり、現在92%進捗している。完成予定年度は平成14年度と間近にせまっていることから「継続」とする原案は妥当である。

### 6 広域基幹河川改修事業（岸田川水系味原川）

本事業は、平成2年9月の台風19号により甚大な被害が発生した地域の浸水被害を未然に防止するために必要な事業である。現在、進捗率は67%と若干遅れているものの、地元の事業執行環境も整っていることから、早期完成に向け「継続」とする原案は妥当である。

### 7 広域基幹河川改修事業（竹田川水系黒井川）

本事業は、昭和58年9月の台風10号により甚大な被害が発生した地域の浸水被害を未然に防止するために必要な事業である。しかし、用地買収の遅れから下流区間のみしか事業は進捗しておらず、進捗率が8%と遅れており、完成予定も平成30年度と極めて長期にわたることが予想されている。

事業目的から「継続」とする原案は妥当であり、既に用地買収が完了した下流区間（高龍寺橋～藤林橋：約700m）については事業を継続し、早期効果の発現に努めること。また、中流地域より上流側については、地元から現川を活かした河川計画への変更要望も出されている点や貴重種のオグラコウホネの生育が確認された点を考慮して、上流に遊水地を設置するなど、中流・上流地域の改修計画を再度検討し、計画を見直したうえで事業に着手すること。

### 8 高潮対策事業（八家川水系八家川）

### 9 統合河川整備事業（八家川水系八家川）

高潮対策事業については、昭和43年度に事業採択されたにもかかわらず、防潮水門・排水機場計画について地元との合意が得られないことから進捗率は8%と低い。また、上流部の統合河川整備事業についても、採択後5年経過した（平成9年度着手）にもかかわらず、下流域の合意が得られないことから未着手の状況である。

2事業は一体で地域の浸水被害を未然に防止するものであるが、防潮水門・排水機場計画及び上流部の改修計画について、下流域の地元合意が得られていない。今後、河川法に基づく河川整備計画策定の中で地元住民と協議を重ねるとしても、上下流の住民間での合意形成にはなお時間を要すると考えられることから、一時的に事業を「休止」する原案はやむを得ないものである。

今後も地元住民と協議を重ね、上下流の住民間での合意形成を図っていくよう努めること。

## (6) 街路事業

### 10 都市計画道路龍野線（県道太子御津線）

本事業は、平成4年度に採択され、全延長約1kmのうち300mを供用するなど、工事は順調に進捗し、進捗率は79%となっている。現県道は歩道がなく、歩行者等の安全性の向上を図るためにも早急に整備する必要があり「継続」とする原案は妥当である。

### 11 都市計画道路山吹線（県道田寺今在家線）

本事業は、平成4年度に採択されたが、権利者からの代替地要求が多いことや土地の境界紛争、公図訂正作業等により進捗率は59%と低い状況である。しかし、本路線は姫路市中心市街地と北西部市街地を結ぶ放射状路線であり、中心市街地への交通の分散化を図るためにも「継続」とする原案は妥当である。

なお、学校が沿道にあることから、十分な交通安全対策に留意されたい。

## (7) 海岸事業

### 12 海岸環境整備事業（津居山港）

本事業は、平成4年度に採択されたが、海水浴や冬期風浪により施工時期に制約があるため進捗率は41%と低い状況である。しかし、砂浜の侵食を防止し、背後地の安定化を図るためにも、事業進捗を早め整備する必要があることから「継続」とする原案は妥当である。

## (8) 地すべり対策事業

### 13 地すべり対策事業（美方郡温泉町丹土）

本事業は、平成4年6月の梅雨前線による降雨によって発生した地すべり区域の対策事業である。現在88%進捗しており、残されている人家連坦部の早期整備に向け「継続」とする原案は妥当である。

## (9) 県営住宅整備事業

### 14 明石大久保鉄筋住宅①建設事業（建替）

本事業は、築後35年を経過し、建物及び設備の老朽化が進んでいる住宅の建替であり、平成3年より順次整備を進めてきていたが、震災による復興住宅の整備を推進するため、当該住宅の整備を一時中断していた。

このたび、復興住宅の整備が完了したことから早急に整備を進めるため「再開」とする原案は妥当である。

事業評価に係る審議案件一覧表

○継続事業

1 農村総合整備事業（1件）

番号	区分	事業名	委員会の審査結果	附帯意見
1	②	農村総合整備事業（市町村型）（赤穂地区）	「継続」は妥当である	特になし。

2 ほ場整備事業（1件）

番号	区分	事業名	委員会の審査結果	附帯意見
2	②	県営ほ場整備事業（担い手育成型）（八多地区）	「継続」は妥当である	特になし。

3 漁港事業（1件）

番号	区分	事業名	委員会の審査結果	附帯意見
3	③	漁港修築事業（富島漁港）	「再開」は妥当である	特になし。

4 漁港海岸事業（1件）

番号	区分	事業名	委員会の審査結果	附帯意見
4	②	海岸環境整備事業（香住漁港）	「継続」は妥当である	「香住海岸ルネッサンス計画」にある施設については、住民ニーズも踏まえ、住民に利用される施設整備に努めること。

5 河川事業（5件）

番号	区分	事業名	委員会の審査結果	附帯意見
5	②	広域基幹河川改修事業（別府川水田川工区）	「継続」は妥当である	特になし。
6	②	広域基幹河川改修事業（岸田川水系味原川）	「継続」は妥当である	特になし。
7	②	広域基幹河川改修事業（竹田川水系黒井川）	「事業見直しを前提とした継続」は妥当である	○既に用地買収が完了している区間（高龍寺橋～藤林橋）については事業を「継続」し、早期効果の発現に努めること。 ○中流地域より上流側については、地元から現川を活かした河川計画への変更要望も出されている点や貴重種のオグロコウホネの生育が確認された点を考慮して、上流に遊水地を設置するなど、中流・上流地域の改修計画を再度検討し、計画を見直したうえで事業に着手すること。

8	③	高潮対策事業 (八家川水系八家川)	「休止」は妥当である	○防潮水門・排水機場計画及び上流部の改修計画について、下流域の地元合意が得られておらず、今後、河川法に基づく河川整備計画策定の中で地元住民と協議を重ねるとしても、上下流の住民間での合意形成にはなお時間を要することから、一時的に事業を「休止」する原案はやむを得ない。 ○今後も地元住民と協議を重ね、上下流の住民間での合意形成を図っていくよう努めること。
9	①	統合河川整備事業 (八家川水系八家川)		

#### 6 街路事業 (2件)

番号	区分	事業名	委員会の審査結果	附帯意見
10	②	都市計画道路龍野線 (県道太子御津線)	「継続」は妥当である	特になし。
11	②	都市計画道路山吹線 (県道田寺今在家線)	「継続」は妥当である	学校が沿道にあることから、十分な交通安全対策に留意されたい。

#### 7 海岸事業 (1件)

番号	区分	事業名	委員会の審査結果	附帯意見
12	②	海岸環境整備事業(津居山港)	「継続」は妥当である	特になし。

#### 8 地すべり対策事業 (1件)

番号	区分	事業名	委員会の審査結果	附帯意見
13	②	地すべり対策事業(美方郡温泉町丹土)	「継続」は妥当である	特になし。

#### 9 県営住宅整備事業 (1件)

番号	区分	事業名	委員会の審査結果	附帯意見
14	③	明石大久保鉄筋住宅① 建設事業(建替)	「再開」は妥当である	特になし。

- 区分
- ①事業採択後、計画策定後、5年間を経過した時点で未着工の事業
  - ②事業採択後、5年または10年間を経過した時点で継続中の事業
  - ③社会経済情勢の変化等により、評価の必要が生じた事業